

監査報告書

学校法人 明の星学園

理事長 島村 新殿

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人明の星学園寄附行為第15条の規程に基づき、学校法人明の星学園の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務並びに財産の状況について監査いたしました。

1. 監査方法の概要

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会等に出席し、理事等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人（太陽有限責任監査法人）と連携し、業務及び財産の状況を監査いたしました。

2. 監査の結果

監査の結果、学校法人明の星学園の業務に関しては法令及び寄附行為に違反する重大な事実はなく、また令和3年度の学校法人明の星学園の財産の状況は適正なものと認められます。

令和 4年 5月 6日

学校法人 明の星学園

監事

木向 由香子

監事

木向 義之